

SIA 認定ネットセーフティ・インストラクター行動倫理基準

一般社団法人セーフティーインターネット協会(SIA)は、より良いインターネット社会の実現のために必要と考えられる各種の施策を、民間の自主努力として進めるために2013年に発足した団体です。その活動の重点施策の一つとして、利用者の教育啓発があります。利用者の学習を支援できる指導者養成・認定を目的としたネットセーフティ教育プログラムを、2016年より運営しています。

SIA 認定ネットセーフティ・インストラクター(以下、インストラクター)には、それぞれの業務を遂行するにあたり、以下の事項の遵守が求められます。第三者からSIAに対して、本基準に反する行為の報告があった場合には、認定資格を取り消す理由となります。

1 自己研鑽

- インストラクターは、指導法や相談者への支援方法など、業務遂行能力の向上に努めます。
- インストラクターは、自ら積極的に経験するなどの手段も含め、変化し続けるインターネットのサービスや技術、利用者動向についての実際的な知識の更新に努めます。
- インストラクターは、インターネットのサービスを支える各種の技術面と、利用者の心理・状況面の両方について、偏りのない興味関心を持つとともに、正確な知識を身につけることに努めます。
- インストラクターは、情報セキュリティの意義を理解し、自ら周囲の模範となる利用や必要な対策に努めます。

2 社会との関わり

- インストラクターは、法令の遵守、他者の知的財産権の尊重、年齢・性・職業等による差別を行わない、誹謗中傷をしない、他者の名誉を傷つけないなど、高い倫理観の下で行動します。
- インストラクターは、インターネットの健全な成長が今後の社会の発展の礎となることを信じ、自らの業務を通じてこれを積極的に推進するとともに、広く社会公共の福祉の実現のために行動します。

3 講座の受講者・依頼者や相談者との関わり

- インストラクターは、品性を備え、受講者・依頼者や相談者に対して、常に公正、対等かつ共感的な態度で接します。
- インストラクターは、学習や相談の成果が挙がることを優先して業務を遂行します。またインストラクターは講座の企画・運営に際し、受講者に学習の喜びを提供することに努めます。
- インストラクターは、受講者・依頼者や相談者から提供された情報の守秘義務、自らの業務実績の透明性の確保について、それぞれ十分な配慮を行います。

4 SIA との関わり

- インストラクターは、受講者からの評価の定期的な提出、認定ロゴや資格名称の取扱い、教材等SIAから提供される情報の取扱いについて、SIAの指示に従います。
- インストラクターは、自らの業務遂行を通じて気づいた、SIAやネットセーフティ教育プログラムの改善すべき点について、プログラム事務局に積極的に申し出ます。
- インストラクターは、SIAの名誉と信用を傷つける行為の無いように努めます。